

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

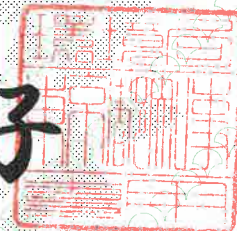
氏名 大谷清運株式会社
代表取締役 二木 玲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 5月 1日

許可の有効年月日 令和 5年 4月30日

1 事業の範囲

(1)業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2)産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(以上12種類)

(3)積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

(以上5種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

施設所在地

- (1)東京都足立区入谷八丁目14番29号
- (2)東京都足立区入谷九丁目4番13号
- (3)東京都足立区入谷九丁目8番9号
- (4)東京都葛飾区水元一丁目3番13号

3 許可の条件

- (1)積替え保管施設(1)、(2)、(3)の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2)積替え保管施設(4)の作業時間は、原則として7時から18時までとすること。
- (3)積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (4)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (5)積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 5月 1日 新規許可
平成 28年 5月 1日 更新許可 第5回
令和 2年 2月19日 変更届 上記2(1)の施設の新設等

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)



産廃エキスパート

認定番号:4-17-B0011



東京都

(裏面)

許可番号

第13-10-010573号

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都足立区入谷八丁目14番29号 保管面積：532m² 最大保管高さ：0.89m

産業廃棄物の種類	保管量
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶6本 : 1.2m ³

(2) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目4番13号 保管面積：2,100m² 最大保管高さ：2m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き : 24 m ³

(3) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目8番9号 保管面積：1,257m² 最大保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	ドラム缶3個 : 0.6m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯に限る。）	ドラム缶3個 : 0.6m ³
がれき類	コンテナ2個 : 2.0m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶3個 : 0.6m ³ コンテナ1個 : 8.0m ³
	保管量合計 : 11.8m ³

(4) 施設所在地：東京都葛飾区水元一丁目3番13号 保管面積：1,636m² 最大保管高さ：1.04m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 0.7m ³
金属くず	コンテナ1個 : 0.7m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 0.7m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 0.7m ³
	保管量合計 : 2.8m ³

(以下余白)